

教育子ども委員会 説明資料

令和5年9月25日

教育委員会

目 次

	頁
1 学校施設における法定点検の結果への対応状況について . . .	1
2 学校施設における法定点検の根拠法令等について . . .	2
3 監査指摘を踏まえた改善策について . . .	3

1 学校施設における法定点検の結果への対応状況について

(単位：件)

区 分	特殊建築物 点 検	自家用電気 工作物点検	消 防 設 備 点 検	計
要改善事項	1, 3 7 7	3 4 1	3 0 1	2, 0 1 9
4 年 度 末 対 応 済	7 4 0	2 4 0	1 7 6	1, 1 5 6
4 年 度 末 未 対 応	6 3 7	1 0 1	1 2 5	8 6 3
経 費 不 要	6 4	1 6	2 0	1 0 0
他 工 事 と 併せて対応	6 4	1 1	1 2	8 7
当 初 予 算 対 応	1 8 4	3 6	5 1	2 7 1
補 正 予 算 対 応	3 2 5	3 8	4 2	4 0 5

(注1) 令和3年度に実施した法定点検の結果への対応状況を掲げた。

(注2) 当初予算対応は、学校に配分される標準運営費で対応する少額の工事の件数を掲げた。

(注3) 補正予算対応は、学校施設課から学校へ個別に配分される予算で対応する工事の件数を掲げた。

2 学校施設における法定点検の根拠法令等について

区 分	根拠法令	点検対象	罰則等
特殊建築物 点 検	建築基準法	○建築 敷地・地盤 外壁 屋上・屋根 建物内部 避難施設 等 ○設備 換気設備 排煙設備 非常用照明装置 給水・排水設備 防火設備 等	第8条 努力義務
自家用電気 工作物点検	電気事業法	引込設備 受・変電設備 配電設備 負荷設備 等	第118条 主務大臣の命令又は 処分違反した 者は300万円以 下の罰金
消 防 設 備 点 検	消 防 法	粉末消火設備 屋内消火栓設備 自動火災報知設備 非常放送設備 非常警報設備 避難器具 誘導灯 専用受電設備 スプリンクラー設備 等	第41条 消防署長の命令に 違反した者は1年 以下の懲役又は 100万円以下の 罰金 第44条 消防署長の命令に 違反した者は30 万円以下の罰金又 は拘留

3 監査指摘を踏まえた改善策について

区 分	監査で指摘を受けた 要改善事項への対応	監査指摘を踏まえた 改 善 策
令和4年度 監 査	○監査対象となった学校以外も含めた全学校について、令和3年度の法定点検における要改善事項の対応状況を確認し、必要な改修等を実施（令和5年度中に完了予定）	○令和4年度以降の法定点検について、学校施設課で要改善事項のリストを作成し、対応状況の確認を年2回実施 ○必要な改修等の完了まで学校施設課によるフォローアップを実施 ○研修等を通じて学校長に対する意識啓発を徹底
平成27年度 監 査	○監査対象となった学校について、平成26年度の法定点検のうち監査を受けた点検における要改善事項の対応状況を確認し、必要な改修等を実施	○平成26年度以降の法定点検について、各学校で要改善事項のリストを作成し、対応状況の確認を年2回実施
平成24年度 監 査	○監査対象となった学校について、平成23年度の法定点検のうち監査を受けた点検における要改善事項の対応状況を確認し、必要な改修等を実施	

